

漁場自主管理の指導について

鹿熊信一郎

1. 課題名 漁場自主管理指導

2. 要約

- (1) 昭和62年度に作成した恩納村地域営漁計画のなかで、漁場自主管理に関する部分の実践状況を調べた。
- (2) 昭和63年度に久米島地域営漁計画を作成する際、漁場自主管理に関する項目の指導を行った。
- (3) ヒメジャコの放流の機会を利用して、漁場管理の指導を行った。

3. 目的

沖縄の沿岸漁業資源は、年々減少する傾向にあるが、漁協を中心とした自主管理はほとんど行われていない状況にある。内地と比較して、資源の状況がそれ程深刻でなく、漁業者の意識も育っていないこと、また、漁場及び遊漁形態の特殊性により、沖縄で漁場自主管理を進めるのは困難だと言われてきた。しかし、今後栽培漁業をはじめ資源管理型漁業を推進していくためには、漁業者及び漁協の自主管理体制が整わねば、実質的な効果は期待できない。あと数年して、資源の状況がもっと悪化すれば、自然と管理に対する姿勢も変化するだろうが、その資源を回復させるには何倍もの時間と努力が必要になる。このため、少しでも早く自主管理を始めてみて、試行錯誤により実績、事例を積上げる必要がある。

4. 昭和63年度の指導内容

(1) 恩納

昭和62年度に作成した地域営漁計画のなかで、7種類の魚種について別紙Ⅰの表のように漁場自主管理の計画を立てたが、(詳しくは、同計画書Ⅲ-2 採貝、ウニ漁業P4~7参照)

昭和63年度の実践状況は以下のとおり。

・貝類(タカセガイ、シャコガイ、サザエ、マガキガイ)に関しては、規則はよく守られている。これは青年部を中心にタカセガイ、シャコガイの種苗放流に取り組み、規制項目も厳しくチェックしているためと思われる。また、これらの貝類だけを専門的に漁獲している漁業者が少なく、他の業態と複合させてこれらの資源を利用していることも規則を守らせやすくしている要因の1つと考える。

さらに、漁協が営漁指導員を配置し、セリ担当職員とともに漁場管理について厳しい態度で望み、資源保護の考えを啓蒙していることも大切なことだと思われる。

・遊漁者の潮干狩等による採捕の問題はなかなか解決できず、特に浅海域に生息するヒメジャコ、サザエ、シラヒゲウニについては資源にかなり悪影響を与えているようだ。また、他地域の漁業者による密漁や浜売りによって規則違反を行うケースもまだ残っているらしい。

○シラヒゲウニは、漁協を通して販売していないため、規則が守られているかどうかチェックしにくい。

○卵を目的として漁獲されていたスズメダイの全面禁漁は、よく守られ資源の回復のきざしがみられるようだ。

○イセエビの7月の上乘せ禁漁は、漁業調整規則の項目とともによく守られている。抱卵エビはすべて放している。ゾーソエビ等も抱卵エビは放し、小型のものも一部蓄養試験を行う他は獲らないようにしている。

(2) 久米島

昭和63年度に地域営漁計画で8種類の魚種及び漁法について別紙Ⅱのように漁場自主管理の計画を立てた。(詳しくは、同計画書Ⅲ-1-(3)資源管理の強化P5~7及びⅢ-2-(1)釣漁業等の振興P7参照) 漁場管理計画作成の経緯は以下のとおり。

○ヤコウガイとタカセガイの禁漁サイズの上乗せ(口径及び殻径6cmを8cmに)は、恩納村の事例を参考にし、貝漁業者の検討会において特に問題とならなかった。実際、8cm以下の小型貝の採捕はほとんど行われていないようだ。

○マガキガイ(ティラジャー)については、主な産卵期の12月~3月を禁漁にする案も出たが、それでは漁獲効率が悪く(産卵期に浅場に集まるため)、厳しすぎるということで、逆に夏場に小型貝を採捕している問題を取りあげ、夏場を禁漁とした。

また、現在はむき身で販売されており、この作業時間により自然と漁獲量も制限されているが、将来殻付販売が行われると乱獲の恐れがあるため、これにも制限を加えることにした。

○サザエは当初1年間全面禁漁の強行な意見も出たが、共同漁業権を2分し、交互に禁漁とすることになった。これは遊漁者に対するけん制の目的も含まれている。(久米島では、浜下り等の際、遊漁者を漁業者等が船でリーフに連れていく実態があり、サザエは漁業者による漁獲よりもこれらの遊漁者による採捕量が多い。)

○ヒメジャコは、昭和63年度に種苗放流した区域を保護水域として重点的に管理していくことにした。

○ウニ(ガチチャー)は、以前より漁業権行使規則で10月~4月を禁漁期としていたが、これに殻径制限(7cm以上)を加え、さらにタブ売を禁止した。(タブ売りはあまり行われていなかったが、広まる気配があったため事前に禁止した。)

○イセエビは、以前に卵を持っている7月の禁漁を実施したが、反対意見が多く、これを廃止した経緯があり、調整規則の厳守と抱卵エビの採捕禁止を行うことにした。また、ゾウリエビ等についても自主的に抱卵エビの採捕は制限することにした。

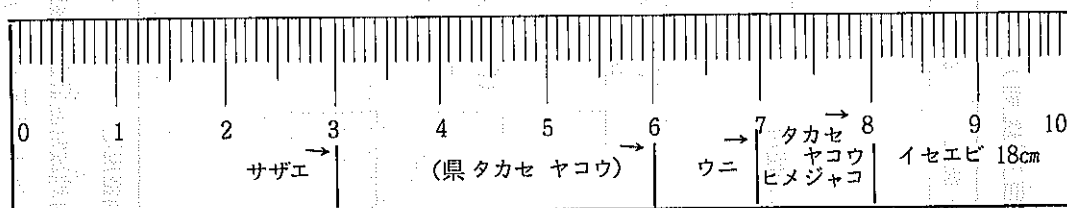
○主に島外船の底延縄漁業により一本釣漁業の資源がおびやかされているため、まず久米島周辺の西側の海域を自主的な底延縄禁止区域とし、島外船にも久米島周辺での操業自粛を呼びかけることにした。

(3) その他

① ヒメジャコの種苗放流の機会を利用して漁場自主管理について指導を行った。

- ・基本的には、放流員を親貝として保護すること。
- ・放流漁場を4～5年禁漁区とすること。
- ・種苗放流をきっかけとして漁場管理を進めること。

② 禁漁サイズの確認を現場で容易に行えるように、下のようなアルミ（厚さ0.5mm）のスケールを作成し、恩納、久米島両漁協に数枚配布した。セリ担当職員は持っているとう便利である。製作費は20枚で約200円、製作時間は1時間。



5. 今後の課題

- (1) 恩納村では、営漁指導員を中心にして規制項目のチェック及びタカセガイ、ヒメジャコの放流を継続していく必要がある。密漁の防止については、時間はかかるだろうが、ねばり強く実効的な対策を立てていく。
- (2) 久米島では、平成元年度から漁場自主管理の計画を実践に移していく。
- (3) 恩納村、久米島以外にも漁場自主管理の計画を立てる地域がある場合、指導を行う。また、沖縄のいくつかの地域で、管理の好事例がみられるようなので、調査・整理する必要がある。

漁獲規制項目表（県漁業調整規則＋漁協自主規制）

対象生物	禁漁区	禁漁期	禁漁サイズ	禁止漁具・漁法	漁獲量制限	その他の制限
1. タカセ貝	(自) 保護水面図-1 (自) 種苗保護水面 図-1		(調) 殻径 6 cm 以下 禁漁 (自) 殻径 8 cm 以下 禁漁			(自) タグ打ちした 標識貝は採捕禁止
2. ヒメジャコ	(自) 種苗保護水面 図-1 (自) ウニ増殖場 図-1	(調) 6月～8月禁 漁	(調) 殻径 8 cm 以下 禁漁	(自) 潜水器の使用 禁止		
3. サザエ	(自) 保護水面図-1		(調) 口径 3 cm 以下 禁漁		(自) 1人1日1カ ゴまで (約40kg)	
4. マガキ貝	(自) 保護水面図-2 但し1月～3 月のみ	(自) 12月～3月禁 漁 但し保護水面のみ				
5. シラヒゲウニ	(自) ウニ増殖場 図-1 但し解禁日を除く	(自) 10月～4月禁 漁 但し特別区を除く 図-2	(自) 殻径 7 cm 以下 禁漁		(自) 1人1日3カ ゴまで (3タブ) (1タブ当り約20 kg)	
6. スズメダイ	(自) 全区域禁漁	(自) 周年禁漁				
7. イセエビ		(調) 4月～6月 禁漁 (自) 4月～7月 禁漁	(調) 体長 18 cm 以下 禁漁			(自) 卵持のゾーリ エビ禁漁 小形のゾーリ エビ禁漁 (約500g以下)

(調) ……県漁業調整規則 (自) ……漁協自主規制

※ 位置図は恩納村地域営漁計画書参照

別紙-II 久米島 漁獲規制対象生物一覧表（県漁業調整規則＋自主規制）

対象生物	禁漁区	禁漁期	禁漁サイズ	漁獲量制限	その他の制限
1. ヤコウガイ			(自) 口径8cm以下		
2. タカセガイ	(自) 放流区域		(自) 殻径8cm以下		
3. マガキガイ (ティラジャー)		(自) 5月～10月		(自) 殻付き販売の場合 は1人1日当り採 捕量制限	
4. サザエ	(自) A区域とB区域 に区分する 図-2	(自) 区域ごとに1年 間	(調) 口径3cm以下		
5. ヒメジャコ (ニーグー)	(自) 放流区域図-3	(自) 放流後4年間	(調) 殻径8cm以下		
6. ウニ (ガチチャー)	その他の海域	(調) 6月～8月 (自) 10月～4月	(自) 殻径7cm以下		(自) タブ売りは禁止
7. イセエビ		(調) 4月～6月	(調) 体長18cm以下		(自) 抱卵エビは採捕禁止 (ゾウリエビ等の抱卵エビは自 主的禁漁)
8. 底延縄	(自) 久米島西海域 (水深400m以浅) 図-4				

(調) ……県漁業調整規則による規制 (自) ……自主規制

※ 位置図は久米島地域営漁計画書参照